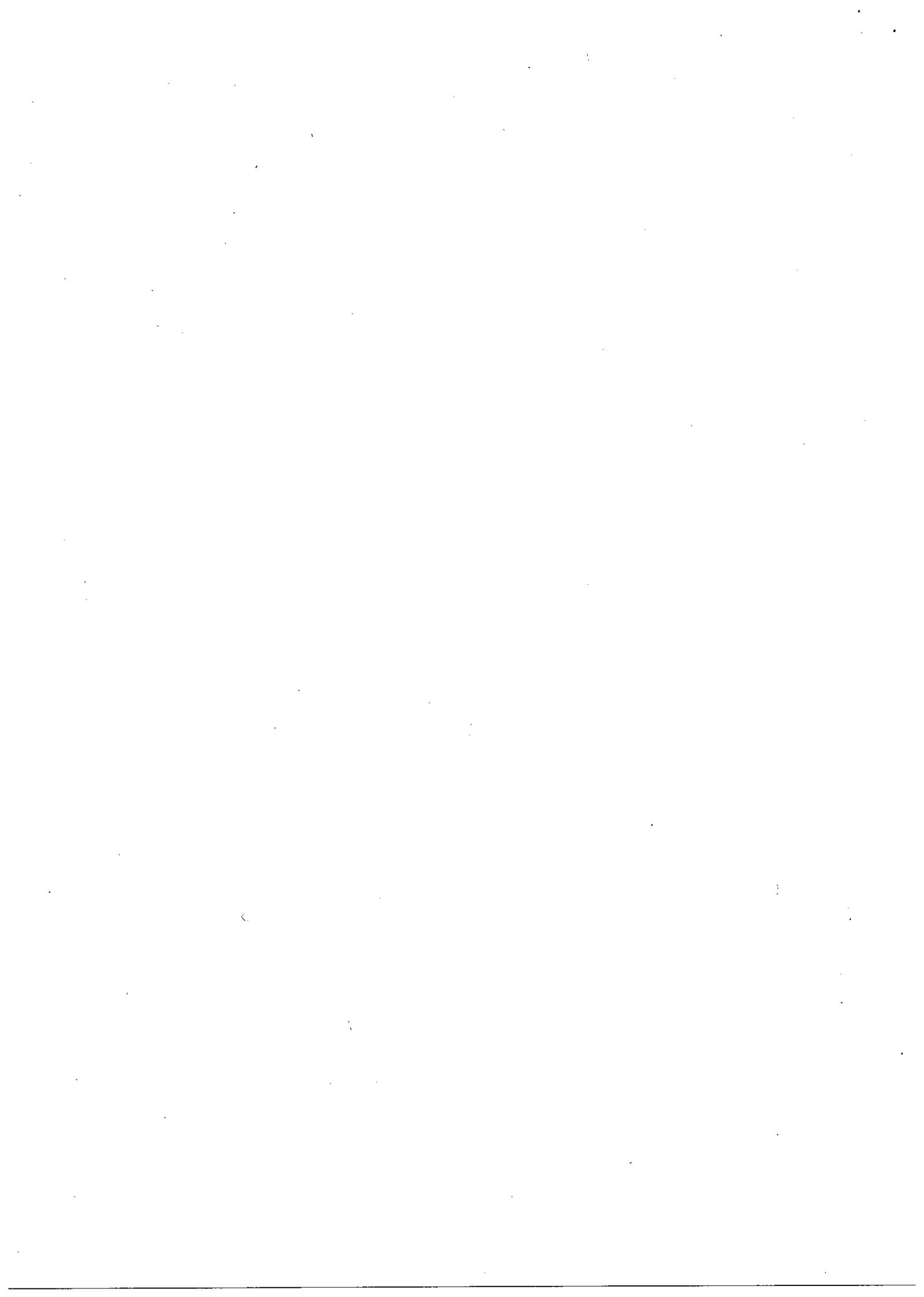


第61号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次

1 生活保護費（3.3.2）	ページ
生活保護費事務費	1～4



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	3 生活保護費	2 生活保護費	1-1	生活保護費事務費	千円 1,944

1 概 要

生活保護基準については、平成 25 年の生活保護法の一部改正において、施行後 5 年を目途として検討を行うこととされたことから、平成 29 年度に国の社会保障審議会において検討がなされた。

これに伴い生活保護法が改正され、平成 30 年 10 月から生活扶助費等の算定方法が見直されたことにより、その対応のためのシステム改修を行うもの。

なお、今回の生活保護基準改定は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で段階的に実施される。

2 事業内容

項目	予算額	内訳
	千円	千円
委託料	1,944	① 生活保護費に係る改修費 1,242 ② 中国残留邦人等支援給付費に係る改修費 702

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,944	千円 1,323	千円 -	千円 -	千円 -	千円 621

※ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

①生活保護費に係る改修費(補助率:補助対象事業費 1,242千円の1/2)

②中国残留邦人等支援給付費に係る改修費(補助率:補助対象事業費 702千円の10/10)

【参考】

1 主な生活保護基準の改定内容

(1) 生活扶助基準の見直し

減額影響が大きくなるまいよう、生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を現行基準から▲5%以内にとどめるように実施される。なお、見直しは段階的に行われる(平成30年10月から平成32年9月まで3カ年)。

(2) 児童養育加算、母子加算の見直し

見直しは段階的に実施(平成30年10月から平成32年9月まで3カ年)。

ただし、新たに支給対象となる18歳までの児童養育加算は平成30年10月から段階施行を行わず支給。

(月額)

加算名		現行	平成30年10月	平成31年10月	平成32年10月
児童養育加算		3~15歳 10,000円	3~18歳 10,000円		
		3歳未満、第3子以降 15,000円	13,300円	11,600円	10,000円
母子加算	1人	21,200円	19,800円	18,400円	17,000円
	2人	22,890円	22,400円	21,900円	21,300円
	3人	23,740円	23,900円	24,000円	23,900円
	4人	24,590円	25,400円	26,100円	26,500円

(3) 教育扶助・高等学校等就学費の見直し

見直しは平成30年10月から段階施行を行わず支給。

項目	現行	見直し後	備考
基準額(小・中学校) 基本額(高校)	月額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 高校 5,450円	月額 小学校 2,600円 中学校 5,000円 高校 5,200円	学用品購入費等
学習支援費	月額(年額換算) 小学校 2,630円 (31,560円) 中学校 4,450円 (53,400円) 高校 5,150円 (61,800円)	年額(実費上限額) 小学校 15,700円 中学校 58,700円 高校 83,000円	現行:図書等家庭内学習費及びクラブ活動費分 見直し後:クラブ活動費分
入学準備金	年額(実費上限額) 小学校 40,600円 中学校 47,400円 高校 63,200円	年額(実費上限額) 小学校 63,100円 中学校 79,500円 高校 86,300円	学生服等購入分 見直し後は学生服等の複数回の支給が認められる。
入学考査料(高校受験)	公立高校相当額 ※1回限り	相当額(私立含む) ※2校目の支給可	

(4) 進学準備給付金(仮称)

子どもの大学等への進学を支援するため一時金を支給(自宅生10万円・自宅外生30万円)

※平成30年度から実施。

2 厚生労働省が示した世帯類型別の見直し影響(抜粋)

世帯類型	現行基準額①	H30年10月～		H32年10月～ (見直し後)	
		新基準額②	増減率 (①/②)	新基準額③	増減率 (①/③)
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	18.9万円	18.6万円	▲1.5%	18.0万円	▲4.5%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	18.4万円	18.2万円	▲1.2%	17.7万円	▲3.6%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	18.1万円	18.8万円	3.9%	18.2万円	0.6%
高齢単身世帯 (65歳)	7.2万円	7.1万円	▲1.6%	6.9万円	▲4.9%
高齢単身世帯 (70歳)	6.7万円	6.8万円	0.5%	6.9万円	1.6%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	10.8万円	10.9万円	0.9%	11.1万円	2.7%

備考

- 基準額は、生活扶助費、母子加算等の合計額を示す。(住宅扶助、教育扶助等を除く)
- 全国厚生労働関係部局長会議資料から抜粋。

3 平成 30 年度 生活保護基準見直しによる予算への影響

平成 30 年度 扶助費予算試算額

種 別	当初予算①	支出見込額 (試算)②	基準改定による 影響見込み③	基準改定加味後 の支出見込額 (試算)④ (② + ③)	差 引 ① - ④
	千円	千円	千円	千円	千円
生活扶助費	6,330,252	6,290,878	935	6,291,813	38,439
住宅扶助費	2,779,195	2,736,255	—	2,736,255	42,940
教育扶助費	101,923	99,797	7,020	106,817	▲4,894
介護扶助費	404,136	401,623	—	401,623	2,513
医療扶助費	10,719,932	10,653,255	—	10,653,255	66,677
出産扶助費	904	899	—	899	5
生業扶助費	99,614	98,995	13,243	112,238	▲12,624
葬祭扶助費	26,268	26,105	—	26,105	163
施設事務費	262,918	261,283	—	261,283	1,635
就労自立 給付金	2,265	2,251	—	2,251	14
計	20,727,407	20,571,341	21,198	20,592,539	134,868

備 考

- 支出見込額(試算)②は、平成 30 年 5 月における被保護世帯数、被保護人員で推移した場合の試算値。
- 基準改定による影響見込み③については、それぞれ次の影響を見込んでいるもの。
 - ・生活扶助費は、生活扶助基準額は減となるものの、児童養育加算の対象拡大。
 - ・教育扶助費は、基準額、入学準備金の増額。
 - ・生業扶助費は、高校生の教育に係る基準額は減となるものの、入学準備金の増及び進学準備給付金の創設。